

2025 年度 世界の人びとのための JICA 基金活用事業 募集要項

NGO-JICA 協働事業：国際協力へのはじめての一步



写真提供：特定非営利活動法人しなみアートファーム



写真提供：一般社団法人 にほんごさぼーと北海道

**2025 年 1 月 17 日
独立行政法人 国際協力機構**

応募締切：2025 年 4 月 25 日 (金) 17 時 (日本時間)

目次

I. 事業について

1. 「世界の人びとのための JICA 基金活用事業」の趣旨	3
2. 2024 年度募集要項からの主な変更点	3
3. 対象となる団体（応募資格要件）	3
4. 対象となる国・地域	4
5. 対象となる事業	5
6. JICA が負担できる経費	6
7. 事業期間	8
8. JICA による支援制度	9
9. 事業進捗の公開	11

II. 応募・選考・覚書締結手続き

1. 応募	11
2. 選考方法	12
3. 選考結果の通知と覚書の締結	12
4. 応募から事業開始までの手続きの流れ	13

別添資料

1. 問い合わせ窓口	14
2. 対象国	15

1. 事業について

1. 「世界の人びとのための JICA 基金活用事業」の趣旨

「世界の人びとのための JICA 基金活用事業」（以下、JICA 基金活用事業）は、市民の皆様、法人・団体の皆様の「国際協力活動を応援したい」という思いのこもった寄附金により運営しています。本事業は、日本国内の団体が実施する「開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上に貢献する活動」及び「日本国内の多文化共生社会の構築推進、外国人材受入れ支援に関する活動」を支援するものです。活動経験が少ない団体を支援することも目的の一つとしており、JICA の配置した伴走支援者が事業の計画・実施・評価に関してコンサルテーションを行う「伴走支援制度」や各種研修等も提供しています（「8. JICA による支援制度」参照）。これらの支援・研修等や本事業を通じて、国際協力を目指す団体が知見・経験を蓄積し、本格的な国際協力活動にステップアップしていくこと、また、これにより市民の皆様、法人・団体の皆様からの寄附が何倍もの価値となって世界の人びとに届くことを期待しています。

2. 2024 年度募集要項からの主な変更点

- (1) 「対象となる団体（応募資格要件）」に「社会福祉法人」を追加しました。
- (2) 購入可能な物品・機材の単価上限を 5 万円から 20 万円に引き上げました。

3. 対象となる団体（応募資格要件）

- (1) 日本国内に法人格を有する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、もしくは法人格を有しない任意団体（法人格のない社団）。
なお、任意団体の場合は、日本国内に拠点があること、事業開始までに団体名義の銀行口座を用意することを要件とします。
- (2) 事業実施にかかる諸手続き及び書類作成を日本語で行うことができ、JICA と郵便、電話、電子メール等にて円滑に連絡を取り合うことができる団体。
- (3) 適切な会計処理が行われている団体。
- (4) 事業に際して NGO 登録・了承取付が必要な国・地域を対象とする場合には、採択通知後 1 年以内に NGO 登録・了承取付を完了できる見通しのある団体¹。
- (5) 草の根技術協力事業（JICA 事業）及び NGO 連携無償資金協力事業（外務省事業）の採択実績がない団体。本提案事業について、2025 年度の草の根技術協力事業に応募を予定していない団体²。
- (6) JICA 基金活用事業の採択実績が 2 件以下である団体。
- (7) JICA が求める報告書等を提出期限内に提出することができ、ニュースレター

¹国によっては NGO 登録や相手国関係機関からの了承取付が必要な場合があり、かつ、手続きに時間を要する場合や新規登録が難しい場合がありますので、応募前に JICA ウェブサイト <https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/entry.html> をご覧いただき、NGO 登録や了承取付の可否を確認の上、不明な点があれば JICA 国内機関（別添資料 1）に相談ください。

² 草の根技術協力事業への応募を予定されている場合は JICA 国内機関（別添資料 1）に相談ください。

作成や広報活動に協力できる団体。

- (8) 「独立行政法人 国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」³等、JICA 事業を実施する団体に求められる規則を遵守できる団体。
- (9) 反社会的勢力ではない団体⁴。

4. 対象となる国・地域

JICA の在外拠点（事務所及び支所）が設置され、ODA の対象となっている国（地域を含む。以下「対象国」）及び日本国内を本事業の対象とします。ただし、以下のとおり、対象国であっても安全対策上、応募不可又は審査対象外とすることがあります。

- (1) 対象国における事業であっても、2025 年 1 月 6 日時点で、外務省海外安全情報（危険情報）（<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>）において「レベル 3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」及び「レベル 4：退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）」に指定されている国や、JICA 国別安全対策措置（渡航措置及び行動規範）⁵にて「業務渡航：禁止」（期間の定めのない一時的措置含む）とされている国は、本事業の対象外となります。また、対象国であっても提案事業の活動地域に一部でも上記同様のレベルの指定がなされている場合には、応募不可とします。
- (2) 応募締切時点で、上記と同様に外務省安全情報において「レベル 3」及び「レベル 4」に指定されている国や JICA 国別安全対策措置にて「業務渡航：禁止」（期間の定めのない一時的措置含む）とされている国、及び対象国であっても提案事業の活動地域に一部でも同様のレベル指定がなされている場合には、審査対象外とします。また、募集期間中から明らかに情勢が悪化している場合には、応募の自重を勧める場合があります。
- (3) 応募締切後、審査の過程で対象地域の「外務省海外安全情報」のレベルが 3 または 4 に変更になった場合、または「国別の安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」が一時的措置を含め「業務渡航：禁止」になった場合には、審査対象外とします。⁶
- (4) 採択後であっても、対象国・地域の治安状況の悪化等に伴う安全対策上の理由や外交政策上の理由から、採択の見合わせや取り消し、事業の保留や中断・中止を行う場合があります。

応募に際しては、必ず当該国の外務省海外安全情報（危険情報）及び「JICA 国別安全対策措置」を確認の上、同措置を踏まえた事業提案をお願いします。

³ 独立行政法人 国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン
https://www.jica.go.jp/information/notice/2020/20200702_01.html

⁴ 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程
<https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001212.htm>

⁵ 「国別安全対策措置」の入手方法

JICA 国別安全対策情報ウェブサイトからログイン ID 及びパスワードを申請しダウンロードください。
<https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html>

⁶ 期限の定めがある場合は「業務渡航：禁止」としては取り扱いません。但し、その後、一般的な渡航措置又は期限の定めのない一時的措置として「業務渡航：禁止」に移行した場合は、「業務渡航：禁止」の扱いとします。

5. 対象となる事業

(1) 対象事業

- ① 開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上に貢献する事業
- ② 日本国内の多文化共生社会の構築推進、外国人材受入れ支援に関する事業

(2) 対象とならない事業

- ① 提案団体含む、特定の団体・企業・個人の経済的利益を目的としているとみなされ得る事業
- ② 調査・研究・技術開発・試験を中心とした事業
- ③ 災害における緊急支援事業（災害からの復興にかかる活動は対象）
- ④ 文化交流を目的とした事業（多文化共生社会の構築推進を主目的とするものは対象）
- ⑤ 医療行為を伴う事業
- ⑥ 他組織または個人への資金提供のみを目的とした事業
- ⑦ 物品の購入のみで完結する事業
- ⑧ JICA 事業経費にて税込単価 20 万円を超える資機材を購入する事業
- ⑨ 基盤整備（建設や土木工事）を伴う事業
- ⑩ 宗教活動・政治活動に関する事業
- ⑪ 軍部・軍人に裨益する事業
- ⑫ 反社会的勢力が関わる事業

(3) 参考情報（応募書類の作成に当たって適宜参考ください）

① 日本政府及び JICA の協力方針

ア) 日本政府の援助重点分野

各開発途上国・地域には日本政府の援助重点分野が設定されており、外務省ウェブサイト⁷に「国別開発協力方針（旧国別援助方針）・事業展開計画」⁷が掲載されています（一部未作成の国もあります）。

イ) JICA グローバル・アジェンダ

JICA では、「人間の安全保障」「質の高い成長」の実現というミッションの下、SDGs の Prosperity（豊かさ）、People（人々）、Peace（平和）、Planet（地球）という4つの切り口から20の事業戦略「JICA グローバル・アジェンダ」⁸を設定しています。

② JICA 基金活用事業での過去の採択案件

過去に採択した主な事業事例（案件情報は JICA ウェブサイト⁹に掲載）

ア) 海外案件

⁷国別開発協力方針・事業展開計画 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enryo.html

⁸JICA グローバル・アジェンダ

https://www.jica.go.jp/TICAD/overview/publications/global_agenda_20.html

⁹採択事業実績詳細 <https://www.jica.go.jp/partner/private/kifu/09.html>

- ・ 貧困層女性・障害者等を対象とした職業訓練（養鶏、栽培技術、縫製・編み物、コーヒーの品質向上、伝統工芸品製作、音楽教師育成等）等を通じた収入改善事業
- ・ 補完授業の提供、スポーツ指導等を通じた就学困難児童対象の基礎教育就学支援事業
- ・ 海洋プラスチック削減、リサイクルステーション設置、リサイクルバッグ製作、太陽光発電普及、植林、教材や地図の作成等を通じた環境保護事業
- ・ マラリア予防や乳幼児・妊産婦検診、新生児蘇生法講習、虫歯予防、水と衛生環境の改善、小中学校での健康教育、布ナプキン普及、地方医療環境の改善、在宅ケア等を通じた健康改善事業、保健人材やリハビリ人材の育成事業
- ・ リハビリテーション、インクルーシブ教育、スポーツ、農業、中古電動車いすの提供等を通じた障害者の社会参加促進事業
- ・ 防災教育や避難計画策定等を通じた防災事業
- ・ マイクロクレジット等を通じた貧困対策支援事業（貸付金は支払い対象外）

イ) 国内案件

- ・ 外国人住民が暮らす団地での多文化共生社会構築等、日本国内の意識啓発を支援する事業
- ・ 外国人防災リーダーの養成等、外国人材・家族の意識啓発と社会参画、担い手育成を支援する事業
- ・ 外国にルーツを持つ児童生徒と地元の児童生徒が共に学ぶ環境づくり、外国にルーツを持つ児童生徒の進路サポート等、外国人材・家族の教育機会確保やキャリア形成を支援する事業
- ・ 日本語学習支援、日本語学習環境整備、日本語学習支援ボランティア養成等、外国人材・家族のコミュニケーション能力強化を支援する事業

6. JICA が負担できる経費

JICA が負担する経費は、直接経費（第三者への支出）のみを対象とし、100 万円（税込）を上限とします。以下を確認の上、不明な点は JICA 国内機関¹⁰（別添資料 1）に相談ください。なお、JICA の単価については、草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン¹¹中の単価を準用しますので、必要に応じて参照ください。

（1）JICA 負担対象となる経費

大項目	中項目	内容
1. 旅費(航空賃)	(1) 現地渡航費 (対象: 業務従事者・講師等) (2) 本邦渡航費	・ 現地渡航費・本邦渡航費 ※現地渡航費・本邦渡航費それぞれ JICA が負担する経費全額の 40% を上限。 ※最も経済的で標準的な経路の各フルキャリアサービスが料

¹⁰ JICA 国内機関

<https://www.jica.go.jp/about/basic/structure/domestic/index.html>

※JICA 二本松と JICA 駒ヶ根は JICA 基金活用事業の応募は受け付けていません

¹¹ 草の根技術協力事業経理処理ガイドライン（2024 年 6 月）

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/icsFiles/afiedfile/2024/06/27/GuidelineC202406.pdf>

	(対象:相手国側事業関係者)	金設定するエコノミークラス正規割引航空運賃を上限とする (日程変更不可・払戻不可航空券)。 ※日本国内・事業対象国内の最寄りの国際空港を出発地、帰着地とする。最寄りの国内空港から国際空港までの国内便の航空賃を含めることも可。
2. 活動経費(海外・国内で行う活動のために必要な経費)	(1) 備人費	・現地コーディネーターその他の活動に必要な人員の備上費(但し、提案団体所属スタッフの人件費は不可)
	(2) 現地国内旅費・日本国内旅費(宿泊費含む) (対象:業務従事者・講師等、相手国側事業関係者)	・現地国内移動に必要な車両代(運転手の備人費及び燃料費を含む) ・公共交通機関(国内航空便を含む)の料金(現地渡航・本邦渡航の際の日本国内移動・現地国内移動に係る交通費も計上可) ※日本国内の移動で、活動先への最寄り駅から公共交通機関の利用が出来ない、運行状況により活動に支障をきたす場合、訪問先が複数あり公共交通機関の利用が著しく不都合な場合などはタクシーやレンタカーの利用可。レンタカー利用の場合の有料道路代とガソリン代は精算対象。タクシーやレンタカーの利用が困難な場合、自家用車の利用も可。 ・宿泊費(現地渡航に伴う前泊・後泊費用を含む。ただし実費精算とし、JICA 単価 ¹² (現地単価は草の根4号)を上限とする。)
	(3) セミナー・講習会・学校運営等関連費	・講師謝金(日本国内での活動、及び海外での活動では対象国以外に拠点がある講師は、原則として JICA の謝金単価 ¹³ を適用する。謝金単価には事前準備・打合せも含む。対象国に拠点がある講師は、対象国の JICA 事務所の基準など、対象国の水準に見合った金額を設定。支払対象人数は、原則、同一時間帯につき1名。) ・検討会等参加謝金(原則として JICA の謝金単価 ¹⁴ を適用。対象:講師、外部有識者等検討会等への参加者。検討会等において参加者や実施団体への明確な助言や意見具申等がある場合に限り、主導的な役割を果たす講師に限定。) ・上記以外の活動協力者に対する謝金(原則として検討会等参加謝金を適用。) ・教材等の購入・コピー・作成費(製本費・翻訳費を含む)、視聴覚教材・資料の作成費(翻訳費を含む)、教科書代 ・通訳備上費、会場借上げ費、機械・備品などのレンタル料 ・学校等に直接支払う授業料・給食費・制服代等(個別家庭への支払は対象外)

¹² 草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン 2024 年 6 月版 P.26、42 参照
https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/_icsFiles/afieldfile/2024/06/27/GuidelineC202406.pdf

¹³ 草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン 2024 年 6 月版 P.43-45 参照
https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/_icsFiles/afieldfile/2024/06/27/GuidelineC202406.pdf

¹⁴ 草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン 2024 年 6 月版 P.43-44 参照
https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/kusanone/_icsFiles/afieldfile/2024/06/27/GuidelineC202406.pdf

		・入館料や入場料
	(4) 遠隔活動費 (遠隔での事業の基盤整備に必要な経費)	・インターネット環境整備・通信機器(税込単価 20 万円未満) ・オンライン会議ツール契約等に係る経費
	(5) 施設・設備等関連費	・活動実施期間中に現地活動拠点となる事務所や備品等の借料
	(6) 物品・機材購入、輸送費	・事業実施に必要な物品・機材の購入費(税込単価 20 万円未満)、修繕費 ・輸送費(梱包、保険、関税、通関等に係る経費を含む)
3. その他経費		・JICA との契約に係る書類(証憑書類原本等)送付に係る経費 ・業務従事者の海外渡航・相手国事業関係者等(本邦研修参加者含む)の本邦渡航に係る海外旅行保険料(上限額:合計 5 万円) ・事業実施に伴う保険料(日本国内の活動に伴うボランティア保険料等) ・事業経費の銀行送金手数料 ・外部関係者との会議に係る会議室使用料 ・事業の広報に係る経費 ・その他、JICA が対象と認める経費

(2) 留意点

- ①「障害を理由とする差別の解消に基づく法律」に基づき、合理的配慮を要する業務従事者が業務を実施するために必要となる場合、その経費を上限額とは別に申請することを可とします。事業提案書の「事業経費内訳」欄に「合理的配慮に係る経費」として計上ください。
- ②以下の経費については、原則として JICA 負担の対象にはなりません。
 - ・日当
 - ・会議費(セミナー、ワークショップ等の際の茶菓代)
 - ・「活動」を伴わない「物品配布」にかかる物品購入費
 - ・設備等の整備費(固定資産となるもの)
 - ・現地渡航のためのワクチン接種費用
- ③採択後、JICA と実施団体との協議により、経費申請内容を精査した上で JICA が負担する経費の内訳と金額を定めます。
- ④事業経費は、一旦、提案団体にて立て替えの上、四半期ごとまたは事業終了時に、経費報告書を提出の上、支払い・精算を行います。
- ⑤海外での活動において、JICA が特別な安全対策を求める場合は、事業経費(上限 100 万円)とは別に JICA が負担します。

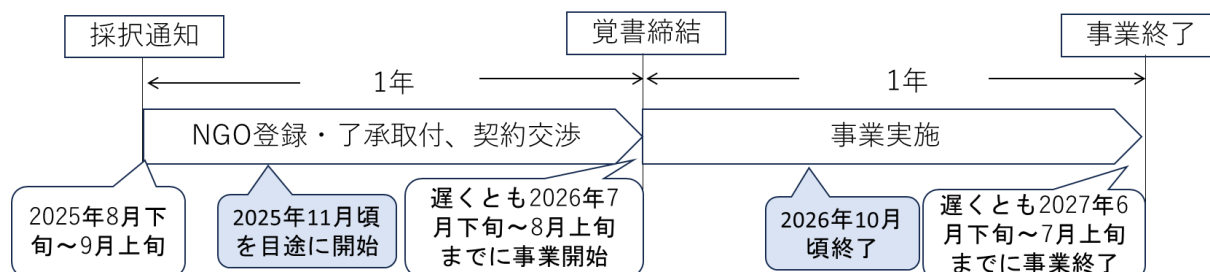
7. 事業期間

(1) 対象期間

事業開始(覚書締結日)から 1 年以内。

(2) 事業開始時期

2025年11月頃を目途に事業開始時期の設定をお願いします。事業対象国でのNGO登録・了承取付に時間を要する等の事情がある場合は、事業開始時期の柔軟な調整に応じます。ただし、遅くとも採択通知後1年以内には事業の開始をお願いします。



(3) 留意事項

- ・ 採択通知から1年以内にJICAとの覚書締結に至らない場合、事業の実施は困難と判断し、採択を取り消します（対象国におけるNGO登録や相手国政府からの了承取付ができない場合、治安・政情が悪化した場合も含まれます）。
- ・ 支払い・精算対象は、事業開始後に支払を行った経費のみとなります。事業開始前に発生した経費は対象外です。事業開始直後に経費の発生する事業計画（海外渡航、国内旅行、物品購入等）の場合、経費の支払い・精算に影響が生じる可能性がありますのでご注意ください。

8. JICAによる支援制度

(1) 事業マネジメント手法の研修

JICAでは、定期的に「NGO等向け基礎から始める国際協力事業研修」¹⁵を開催しています。JICA基金活用事業の事業提案書作成段階から事業実施段階に至るまでに必要とされる事業管理マネジメント手法を学ぶことができます。本募集期間中は以下の日程で開催を予定しており、受講料は無料です。応募を検討されている団体で、これまで同研修の受講経験の無い方、受講からしばらく時間が経過している方等は、同研修の受講をお願いします。

① 計画・立案編

2025年2月25日～2月26日（2月7日申込締切）

2025年3月25日～3月26日（3月7日申込締切）

② モニタリング・評価編

2025年4月15日～4月16日（3月28日申込締切）

(2) NGO等による提案型研修

上記(1)の研修に加え、NGO等からの提案による、国際協力事業を実施する団体向けの組織基盤強化・能力強化プログラムも不定期に実施しています。NGO等の

¹⁵ NGO等向け基礎から始める国際協力事業研修

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/ngo_support/index.html

団体ならではの企画・実施によるきめ細やかなプログラム¹⁶となっており、JICA PARTNER のウェブサイト¹⁷等で参加者の募集を行っています。

(3) NGO-JICA ジャパンデスク

JICA では、開発途上国において本邦 NGO 等の活動を支援する「NGO-JICA ジャパンデスク」¹⁸を在外事務所に設置し、JICA が保有する各国情報の提供等を行っています。設置国は JICA ウェブサイトにて確認ください。

(4) NGO-JICA 勉強会

国際協力に関連する個別のテーマに対して、NGO 等及び JICA が情報を共有し、学び合う勉強会を不定期に開催しています。JICA PARTNER のウェブサイト等で募集を行っています。

(5) 伴走支援制度（実施団体向け）

JICA 基金活用事業では、実施団体への支援として、採択事業ごとに伴走支援者の配置を行っています。必ずしも特定の国や特定の専門分野に精通している方を配置できるとは限りませんが、NGO 等での活動経験が豊富で、NGO 育成等の経験を有する人材を伴走支援者として配置し、事業開始前、実施中、終了時のコンサルテーションを通じて、事業計画の精査や内容の充実、団体の能力強化を支援します。

配置の有無は、団体の活動経験や意向等を考慮の上、JICA が決定します。伴走支援コンサルテーションは、事業開始前、実施中、終了時に、実施団体、伴走支援者、JICA 国内機関担当者の中で、原則オンラインにより実施します。

<参考>

JICA マルチメディア教材

「国際協力を日本の文化に～市民参加～」

<https://www.youtube.com/watch?v=t-RN68nWWdM> (2022 年 8 月)

JICA の市民参加事業（草の根技術協力事業、JICA 基金活用事業、NGO 等活動支援事業、NGO や自治体との連携）を紹介した映像教材です。JICA 基金活用事業で伴走支援制度を利用した事業の紹介も含まれています。



※現在、教材で紹介のある「チャレンジ枠」は設けていません。また、現在は、日本国内のみで実施する事業も対象です。

¹⁶ NGO 等提案型プログラム採択案件

https://www.jica.go.jp/Resource/partner/ngo_support/ngo_proposal/adoption.html

¹⁷ JICA PARTNER(<https://partner.jica.go.jp/>)

¹⁸ NGO-JICA ジャパンデスク

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/ngo_support/japandesk/index.html

9. 事業進捗の公開

採択事業については、以下の機会等に事業内容等を公開します。

- (1) 採択時（JICA ウェブサイトに団体名および案件名を掲載）
- (2) 事業終了時（JICA ウェブサイトに終了時活動報告書を掲載、JICA 基金寄附者向けニュースレターに活動報告記事を掲載）

II. 応募・選考・覚書締結手続き

1. 応募

(1) 応募締切日

2025 年 4 月 25 日（金）17 時（日本時間）

(2) 応募書類

事業提案書

(3) 提出先・提出方法

応募書類を PDF ファイルに加工し、団体の所在地を所管する JICA 国内機関（別添資料 1）宛に電子メールで提出してください。電子メールの件名及び事業提案書のファイル名を「JICA 基金活用事業応募_【団体名】」としてください。なお、セキュリティ対策の都合上、zip 形式のファイルが添付されているメールは受信できないため、zip 形式でのファイル添付は避けてください。

(4) 留意事項

- 「I. 8. (1) 事業マネジメント手法の研修」に記載のとおり、応募書類の作成に先立ち、可能な限り「NGO 等向け基礎から始める国際協力事業研修」¹⁹の受講をお願いします。
- 応募は 1 団体 1 件とします。提案団体の支部等による応募の場合は、提案事業の実施主体となる支部等を所管する JICA 国内機関（P.12、別添資料 1 参照）が応募を受け付けます。
- 募集期間中、応募に係る質問・相談を JICA 国内機関で随時、受け付けています。
- JICA にて応募書類受領後、受領メールを送付します。応募書類提出後 1 週間以内に受領メールが届かない場合には、JICA 国内機関まで連絡ください。
- 応募締切日以降は、応募内容に関する相談や応募書類の差替え等には応じられません。
- 応募書類一式は返却しません。また、指定した書類以外のものが提出されても審査の対象とはならず、返却も行いませんのでご注意ください。
- 応募書類一式に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号、最終改正平成 28 年第 51 号）」に従い、適切に管理し、取り扱います。
- 応募書類一式は、JICA 基金活用事業の選考及び実施のみに使用し、JICA はその内容を公表しません。但し、事業の実施にあたり、伴走支援者の配置検

¹⁹ NGO 等向け基礎から始める国際協力事業研修

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/ngo_support/ngo_pcm/index.html

討にかかる委託先及び伴走支援者に対しては、配置検討及び伴走支援の実施に必要な範囲でこれら応募書類を共有する場合があります。

- 事業提案書に必要事項の記載がない、本募集要項に違反している等、応募書類に不備や虚偽の記載があることが採択前に判明した場合には不採択、採択後に判明した場合には採択取り消しになります。

2. 選考方法

- JICA 及び外部有識者により、選考を行います。その過程で提案団体に対して提案内容に関する聞き取り等を行うことがあります。

選考は、資格要件の確認に加え、以下の基準により行います。

(1) 対象となる事業の内容

- ①「開発途上国・地域の人びとの貧困削減や生活改善・向上」、又は「日本国内の多文化共生社会の構築推進、外国人材受入れ支援」の観点からの意義は大きいか。
- ②対象地域の課題や人びとのニーズが十分に把握されているか。
- ③目指す目標が明確であり、そのために必要な取組みが計画されているか。
- ④事業の継続性や発展性が期待できるか。
- ⑤NGO/市民による事業としての独自性を有しているか。
- ⑥社会課題解決のための新たなアイデアやアプローチが盛り込まれているか。

(2) 団体の実施能力

- ①提案事業の実施に必要な能力があるか。
- ②事業の実施を担う人材（又は協力者）を有しているか。
- ③資金確保は提案事業内容に対して十分か。

3. 選考結果の通知と覚書の締結

(1) 選考結果通知

2025年8月下旬～9月上旬を目途に JICA 国内機関を通じて通知します。

(2) 覚書の締結・内容

事業開始に先立ち、採択団体と JICA の間で覚書²⁰を締結し、事業計画及びそれぞれの責任事項（以下参照）を合意します。覚書締結までには採択通知後2ヶ月程度を要する見込みです。なお、事業対象国において NGO 登録・了承取付の手続きが必要とされる場合には、同手続き完了後の覚書締結となります。

<実施団体の責任事項>

- 事業を自らの責任の範囲で実施する。
- JICA が提供する「国別の安全対策措置²¹（渡航措置及び行動規範）」（別添資料2「対象国」参照）、「国別の安全対策マニュアル」、「海外安全対策ハンドブック」（JICA 国別安全対策情報ウェブサイトよりダウンロード可能）を業務従事者に周知し、同措置を遵守する。また、自己の責任と負担において、

²⁰ 覚書雛形参考：2024年度様式

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/n_files/form_01_form.pdf

²¹ JICA は事業を実施している国ごとに安全対策に必要な情報を収集・分析・提供しています。

JICA の国別安全対策情報 <https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html>

事業対象国及びその周辺における治安、災害等に関する情報を継続的に収集し、安全対策の検討と安全確保に努める。活動経費の支出報告及び証憑書類を覚書で定める期限内に JICA へ提出する。

- 事業の進捗状況を適宜 JICA と共有し、事業終了時には、覚書で定める期限内に、活動結果や成果等を含めた活動報告書を JICA に提出する。

<JICA の責任事項>

- 覚書にて合意された経費を負担する。
- 実施団体が対象国に渡航し、海外で事業を行う際に、現地の安全面に関する必要な情報等を提供する。

4. 応募から事業開始までの手続きの流れ

	手続き内容	時期
1	応募書類の作成、JICA への提出	2025 年 4 月 25 日(金)17 時まで
2	選考	2025 年 4 月下旬～8 月中旬
3	選考結果の通知	2025 年 8 月下旬～9 月上旬
4	事業開始に向けた準備、採択団体向け説明会、伴走支援説明会、NGO 登録・了承取付手続き（必要な国のみ）	2025 年 9 月～10 月（NGO 登録や了承取付など必要な手続きがある場合は、11 月以降も準備業務が必要な場合があります。）
5	覚書の締結、事業開始	2025 年 11 月頃以降
6	伴走支援コンサルテーション（対象案件のみ）	事業開始前、事業実施中、事業終了時（上限 5 回）
7	経費報告書提出、事業経費支払い・精算	四半期ごと（事業終了時含む）、または事業終了時のみ、のいずれか。（提出回数は案件ごとに決定）
8	終了時活動報告書提出	事業終了時のみ

以上

JICA 基金活用事業における国内機関応募書類提出先 : 問合せ窓口

国内機関名	担当部署	応募書類提出・問合せ先	担当都道府県
北海道センター (札幌)	市民参加協力課	E-mail : hkictpp@jica.go.jp TEL : 011-866-8333	北海道 (道央・道北・道南)
北海道センター (帯広)	道東業務課	E-mail : jicaobic@jica.go.jp TEL : 0155-35-1210	北海道 (道東)
東北センター	市民参加協力課	E-mail : thictpp@jica.go.jp TEL : 022-223-5151	青森・岩手・宮城・秋田・山形県・福島
筑波センター	連携推進課	E-mail : tbictpp@jica.go.jp TEL : 029-838-1111	茨城、栃木
東京センター	市民参加協力 第二課	E-mail : tictpp2_kikin@jica.go.jp TEL : 03-3485-7036、7109、7044	東京・千葉・埼玉・群馬・長野・新潟
横浜センター	市民参加協力課	E-mail : yictpp@jica.go.jp TEL : 045-663-3251	神奈川・山梨
北陸センター	業務課	E-mail : hrichtpr@jica.go.jp TEL : 076-233-5931	富山・石川・福井
中部センター	市民参加協力課	E-mail : cbictpp@jica.go.jp TEL : 052-533-0220	静岡・岐阜・愛知・三重
関西センター	市民参加協力課	E-mail : ksictpp@jica.go.jp TEL : 078-261-0341	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国センター	市民参加協力課	E-mail : cictpp@jica.go.jp TEL : 082-421-6300	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国センター	業務課	E-mail : skictpr@jica.go.jp TEL : 087-821-8824	徳島・香川・愛媛・高知
九州センター	市民参加協力課	E-mail : kictpp@jica.go.jp TEL : 093-671-6311	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄センター	市民参加協力課	E-mail : oictpp@jica.go.jp TEL : 098-876-6000	沖縄

JICA 基金活用事業における対象国

アジア地域 日本、インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス、ジョージア、スリランカ、タイ、タジキスタン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス

中南米地域 アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、キューバ、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

大洋州地域 サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア

中東地域 イラン、エジプト、チュニジア、モロッコ、ヨルダン

アフリカ地域 アンゴラ、ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、ルワンダ

欧州地域 セルビア、トルコ